

# 養父市農業委員会

## 第2回会議録

令和元年11月21日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第2回会議録

1. 開催日時 令和元年11月21日(木曜日) 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 A研修室

### 3. 議事

議案第5号 農用地利用集積計画の承認について

議案第6号 非農地証明について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

議案第8号 空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について

### 報告事項

報告① 農地法第3条の規定による許可申請について

報告② 農地法第18条第6項の規定による解約通知について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

### 4. 出席農業委員(12名)

|           |          |          |         |
|-----------|----------|----------|---------|
| 1番 秋山博    | 2番 山根達夫  | 3番 藤原義幸  | 4番 寺尾稔  |
| 5番 大谷忠雄   | 6番 奥藤雅行  | 8番 谷垣重俊  | 9番 西谷眞一 |
| 10番 北本健一郎 | 11番 坂本秀夫 | 12番 西谷英樹 | 13番 圓山満 |

### 5. 欠席農業委員(1名)

7番 前川章

### 6. 出席推進委員(11名)

|          |          |          |           |
|----------|----------|----------|-----------|
| 15番 内田重雄 | 16番 木下計介 | 17番 藤原隆弘 | 18番 鷹野孝一  |
| 19番 安達繁  | 20番 栗田匡晃 | 21番 林田雅美 | 22番 上垣美由紀 |
| 23番 森脇耕助 | 24番 井上勝雄 | 25番 藤原健次 |           |

### 7. 欠席推進委員(1名)

14番 小林誠

### 8. 事務局出席職員

局長 圓山 修一 主幹 森本 重良 主幹 稲津 義彦 主査 福垣 周作

事務局： それでは、ただ今より第2回農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、会長の挨拶をお願いします。

谷垣会長： 皆さん、こんにちは。今日は、先ほどまでは晴れ間がありましたけれども、昨日までは非常に冬を思わせる冷たい風が吹いたり、また、氷ノ山の方では2回目の降雪があったりというようなことで、もう間もなくこちらの、私たちのこの低いところにも、雪が降って来るようなことになるのではないかなというところで、いよいよ冬を迎えるということでもあります。

私はこの会長職に就いてまだ一月もたっておりませんが、自分の農業の仕事がなかなか行き届かない。特に、私どころか、農業をやっておられる方は、今年は雨がたくさん降って、田んぼがなかなか鋤けない、外でなかなか作業ができないというような現状ではないかと思えます。

先ほど申しましたように、これから冬を迎えますし、また来年へ向けての準備についてもなかなか気ぜわしいところだと思いますけれども、今日は皆さん、公私共にご多用の中、総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

先だって12日の日に、今日の全体協議会という、この次第のレジュメにもありますけれども、兵庫農地有効活用シンポジウムに、私と、鷹野推進委員と、事務局の方で行かせていただいた中で、「田んぼと村の再構築・再設計」という副題で、農地有効活用をどのように進めていこうかというような話がございました。

その中で特に強調されていましたが、やはり魅力ある地域づくりをしていくということが、農地を有効に使っていくうえで非常に大事な点だという話がありました。

私も80戸ほどの宮垣という集落で過ごしておりますけれども、やはり自分の地域、あるいは自分の担当地域がそれぞれ、活力のある、魅力ある地域になることが、この農地の有効活用ということにつながっていくのではないかということ、改めて勉強させていただきました。

今日は議題の方も幾つかございますので、皆様の方からいろいろのご意見を出していただき、慎重審議をしていただきますように、よろしく願いをいたします。

事務局： ありがとうございます。それでは、初めに、会議の成立についてご報告します。本日の出席は農業委員13名中12名の出席です。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することとなっていますので、本日の農業委員会総会は成立致します。なお、農地利用最適化推進委員につきましては、11名の出席ですので、併せて報告させていただきます。

また、総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に、「会長が総会の議長となり議事を整理する」と規定されておりますので、谷垣

会長にお願いいたしたいと思います。

議長： それでは、養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、3番の藤原義幸農業委員と4番の寺尾稔農業委員にお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。議案第5号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。お手元の資料の1ページをご覧ください。議案第5号、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認を求めます。

令和元年6月11日から今月の11月10日までに、利用権の設定の申し出があったものです。市が農用地利用集積計画を作成し公告することで、利用権の設定が有効となります。

ページ1の農用地利用集積計画の概要です。ここに公告日を令和元年12月1日と書いておりましたが、訂正ください。1日は休みですので、公告日が12月2日となります。すみません、訂正をお願いします。

では、1ページの計画の概要について説明をします。1番の利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数です。田んぼの面積が28,485㎡です。筆数が29筆。畑が1,164㎡で、筆数が5筆。合計としまして29,649㎡で、筆数が34筆です。利用権の設定を受ける戸数が11戸。利用権を設定する戸数が20戸となっております。

2番目の設定する利用権の概要です。使用貸借権が23筆で21,315㎡。貸借権が11筆で8,334㎡です。合計で34筆の29,649㎡です。利用権の設定期間ですが、3年契約が3筆、4年契約が2筆、5年契約が22筆、10年契約が3筆、15年契約が4筆となっております。

利用権を設定する者及び設定を受ける者、それから設定する土地の所在地につきましては、2ページから9ページのとおりとなっております。

議案第5号の説明はこれで終わります。

議長： 説明が終わりました。この件について、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしというご発声がありましたが、質疑なしと認め、議案第5号を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： はい。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第6号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料は10ページとなっております。議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明の願いがありましたので、委員の決定を求めます。

10月16日から11月15日までに申請のあったものです。2件あります。

番号1番、農地の所在地が大屋町宮本です。2筆あります。2筆の面積の合計が1,787㎡です。所有者は大阪の門真市の方です。非農地証明願いの理由としましては、山際の土地で農地としての耕作が困難であり、山林化に至ってしまいました。256番地の土地につきましては、30年以上前に耕作困難となり植林を行っております。今回、地元の不動産を整理しておられるということで、地目変更後に所有権を移転される予定です。資料としましては、11ページから18ページに付けております。

番号2番目です。土地の所在地です。養父市場です。小字名を宮ノ下としておりますが、すみません、宮ノ谷の間違いです。訂正をお願いします。2筆ありまして、面積合計が402㎡です。所有者の方は養父市場の方です。非農地願いの理由としましては、申請者の父親が農地転用の許可を受けて、                    の方の露天駐車場として整備を行っておりました。申請者は平成20年12月に、相続により所有権を取得しました。今回、隣接地を駐車場として整備する際に、当該地の地目が農地のままであることが判明しましたので、法務局の登記官と相談されまして、非農地証明を取るようという指導がありましたので、今回の申請に至っております。理由のところの露天駐車場の露天の「天」がお「店」になっていきますけれども、天気予報の「天」に修正を、こちらもお願います。資料としましては、19ページから23ページとなっております。

説明を終わります。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の大屋町宮本の件について、担当農業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。ページ数は11ページから18ページを見ていただきたいのですが、まず、11ページを見ていただきたいと思います。左側の方から宮本に入っていくと、右側の方に行きますと建屋の方に抜ける道路のところまでございまして、321番地の2というところはこの後ろの方に                    という会社があります。その裏手のところですし、256番はそこから300mほど奥に入ったところまでございます。

まず、321番地の2ですが、14ページを見ていただきたいと思います。14ペ

ージの左側の上にございますが、これが 321-2 でございます。ここは谷になっておりまして、谷沿いということでございますし、15 ページのところを見ていただきましたら、完全に森林化しておりまして、この説明と申しますか、農地の事由のところには「30 年以上」と書いてありまして、私の記憶ではもう 40 年以上前から木が植わっておりまして、現況を今日見て来ましたが、大変大きな、ひと抱えもあるような木になっております。そのような状況でして、山林化になっている状況でございます。

それから、次のページ、16 ページを見ていただきたいと思います。これにつきましても、写真のとおりでして、これも 40 年、50 年ぐらい前から山林化しておりまして、手前の方には基盤整備で田んぼを作っていた場所ですけれども、ここ何十年も耕作しておりません。そのような状況の、そのまた上に畑が昔あったようでございますけれども、完全に山林化しているということでございます。

現況を見させていただいた限り、問題ないと判断いたしました。どうぞご審議、よろしくお願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。3 番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： はい。3 番、藤原です。先ほど地元担当委員さんの丁寧な説明がありましたので、何も言うことはないのですけれども、現状がこのように山林化しているということで、地目変更の方は問題がないように思いますので、ご審議の方、よろしくお願いいたします。

議長： 続きまして、先ほど総会前にも申し上げましたが、農地利用最適化推進委員の意見を求めたいと思います。それでは、21 番の林田推進委員、よろしくお願い致します。

林田委員： 21 番の林田です。よろしくお願い致します。今日初めて現地の方を視察しまして、僕のところもそうですけれども、やはり山林化して荒れていますね。見て、やはりだんだん山が村をという悲しい思いをいたしました。以上です。

議長： 説明が終わりました。この件につきまして、質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第 5 号の 1 番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定をいたしました。続きまして、2番の養父市場の件について、担当農業委員の説明を求めます。3番、藤原義幸農業委員。

藤原委員： 3番、藤原です。■■■■さんの件ですけれども、ページは19ページから23ページです。

場所等、皆さんご存じだと思いますけれども、今、紅葉まつりをやっておられる■■■■さんの、駐車場の件でございます。この19ページの赤線ですと、ところが2カ所あるのですけれども、囲ってあるところですね。これが第1駐車場。この上に今度第2駐車場をこしらえられるということで、相続をされて、この土地を今度、■■■■さんに寄付されるということで、法務局の方に行かれて、そうすると、まだ農地転用が済んでいない、地目変更ができていないと言われまして、新しく今回申請が出ました。

21ページのこの第1駐車場が848-1、その上に847という駐車場が今度新しく設置されているようです。この工事も済んでいるのですけれども。今度、新たにもう一段上にやられているのですけれども、これは前回の総会の時に5条の申請が出ております。許可はまだ出ていないのですけれども、申請中になっております。

そのような関係で、相続の関係で農地転用をまたもう一度されるということで、23ページに顛末書が出ていますので、また確認をよろしくお願ひしたいと思います。

以上ですので、よろしくお願ひします。

議 長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。1番、秋山農業委員。

秋山委員： 1番、秋山です。よろしくお願ひいたします。今朝方、午前中に現地を確認させていただきました。今、担当委員さんが言われたとおりで、詳しく説明されておりますので、あえてこちらから何も申すことはないわけでございます。現況、今のこの農地848-1をもう駐車場として既に使われておまして、一部拡幅をされまして、今度の申請847、848-1ということで、二つを申請し直しという形になるということを知りました。

今後、これからこの農地をまた農地として活用することはないということですし、それから、他の農地への影響も、周りもほとんど■■■■さんの所有地といえますか、持ち山でございます。林地でありますので、影響もございません。他に迷惑をかけることもございませぬし、ここに顛末書も出ておりますので、妥当かと思ひます。

本議案については承認をよろしくいただきたく、ご審議の方、よろしくお願  
いいたします。以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、引き続いて、19番の安達推進委員の方  
に説明をお願いいたします。

安達委員： 19番、安達です。初めてなので、またよろしくお願いいたします。今、委員  
さんから詳しい説明があったとおりですけれども、毎年、紅葉、今年は今ちよ  
うど紅葉まつりの最盛期なのですけれども、そのような駐車場などにする場所  
の話です。

以上です。よろしくお願いします。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第5号の2番を採決いたします。本案は、原案どおり  
決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしま  
した。続きまして、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請に対する  
意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 24ページをご覧ください。議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許  
可申請に対する意見について」です。

申請番号1番、養父市関宮の土地1筆、面積は471㎡です。譲渡人は養父市  
関宮の方、譲受人は養父市三宅の方です。申請地内に一般住宅および露天駐車  
場を建設することが転用の目的で、移転する権利は所有権です。関連ページは  
25ページから30ページです。以上です。

議 長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の関宮の件につきまして、事務局  
より農地法に基づく農地転用の許可の検討事項についての説明を求めます。

事務局： 申請番号1番です。農地転用に関する許可基準から見た意見として、立地基  
準による判断については、農用地区域外にある農地です。住居等が連坦する地  
域に近接し、農地の集団規模が10ha未満のため、第1農地に該当します。一般



基準については、資力、信用、残高証明や融資証明、同意書等にて確認し、計画日程および態様からも事業の目的が果たされ、周辺農地の営農に影響がないことから、本議案を許可することについて、農地法第5条第2項に該当しますので、許可相当と考えられます。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、担当農業委員の説明を求めます。2番、山根農業委員。

山根委員： 2番、山根です。25ページをご覧ください。場所的には関宮の地域局、この上に9号線が走っているわけですが、そこからほんの少し入った、大屋に抜ける峠の手前のところの地区です。

26、27ページに載っていますけれども、26ページの字限図の「申請地」というところに、6年前でしたか、車庫が今は建っております。これには書いてありませんけれども、27ページの黒塗りのところが、今、車庫があるところです。隣接の方々の同意書も確認しましたし、自宅はこの家の近所にあるのですけれども、家には両親や、それから祖父母の方々が住んでいまして、少し狭いということで、今回の申請、5条申請で、ここに家を建てさせてもらうということで申請がありました。

審議の方を、よろしく願いいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。今、担当委員さんが説明されたとおりでございます。26ページを見ていただいて、申請地、現場を見せていただきました。この部分で畑になっておりまして、1筆なのですが、2段に分れておりまして、農地としては使い勝手の悪い農地だという感じがいたしましたけれども、宅地としては十分機能する宅地だと思いました。

特に問題ないと思われましたので、審議の方をよろしく願いいたします。

議長： 続いて、担当推進委員の説明を求めます。24番、井上推進委員。

井上委員： 失礼します。24番、井上でございます。今回初めて立ち会いという形で立ち会わせていただきましたが、何も知らない中で、皆さん、農業委員さんからいろいろお話しすることを聞かせてもらっていたら、それも大変だなという意識で聞かせてもらいました。これからも農用地が減ることを期待はしておりませんが、その辺で法令に合った要望の解決に努めてまいりたいと思います。今日はいろいろお世話になります。ありがとうございます。

議 長： 説明が終わりました。この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、議案第7号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議 長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、議案第8号「空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 資料としましては、31ページをご覧ください。議案第8号「空き家に付属した農地に限定した別段面積の区域設定について」、農業委員会の承認を求めます。1件あります。区域の土地としましては、大屋町大屋市場中島47番です。別段の面積としては1aとして設定します。この土地の申請者は朝来市の秋葉台の方です。後から、委員さんの現地確認の説明があると思うのですけれども、少し補足の説明をします。

33ページをご覧ください。真ん中の方の「空き家」と書いてあるところの裏が、申請の土地になります。それから、右下の方に「登録しない農地」というところもあります。申請者は2筆の農地を所有されていますが、申請者さんの意向で空き家の裏の農地だけ今回設定されます。

それから、写真の35ページと36ページをご覧ください。こちらが現在の状況なのですけれども、35ページの赤字で書いておりますように、隣の倉庫の取り壊しのため、進入路として碎石を敷いていますが、将来的には農地へ復旧します。36ページの上の写真に、隣の倉庫の跡地があります。こちらは今取り壊しとなっているのですけれども、近い将来、再び倉庫を建てられるということですので、現時点ではまだ進入路が残っております。

添付をしていないのですけれども、将来的に農地へ復旧されるということにつきまして、農業委員会宛に誓約書を取っております。紹介します。養父市農業委員長様宛に、「空き家に付属する農地として登録する大屋町大屋市場中島47番の土地は、隣接地の建物の取り壊しのため進入路となっておりますが、現況は碎石を敷きならしています。将来的に農地へ復旧します。農地の所有権を移転する場合には、新しい所有者にも農地へ復旧する必要があることを伝えます。そして、申請者から誓約書を取っております」。

空き家とこの農地につきましても、もう買い手が既に見つかっており、空き家につきましてももう契約が終わっている状態と聞いております。説明は以上

です。

議長： 事務局の説明が終わりました。次に、1番の大屋市場の件について、担当農業委員の説明を求めます。4番、寺尾農業委員。

寺尾委員： 4番、寺尾稔です。32ページを見ていただきたいと思いますが、大屋市場の真ん中ぐらいですね。大屋市場の住宅につきましても細長い住宅ばかりでございまして、なかなか、私も大屋におりますけれども、この家の裏の方は割と見たことがない場所ですけれども、農地が住宅の後ろにあるような形状になっているところがございます。

33ページを見ていただきますと、真ん中に旧道といいますか、今の大屋市場の道路がございまして、申請地は左側に少し入ったところになります。

それから、35ページを見ていただきたいと思いますが、上の写真で車が奥の方に見えると思いますが、そちらの方が大屋市場の道路の方になります。そこからずっと入って行きますと、この赤で囲っている部分、雑草が生えていますけれども、その部分と、今言いました碎石等を入れている場所がございます。

36ページを見ていただきますと、このような状況です、横から見ましたら碎石が入って、その向こうにまた倉庫があって、また作るということでお聞きしております。農地に復旧するというところでございますので、特に問題はないのではないかと私は思いました。審議の方、よろしく願いいたします。

議長： 説明が終わりました。この件につきまして質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第8号の1番を採決いたします。本案は、原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。続きまして、報告事項に入ります。報告①「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明を求めます。

事務局： はい、失礼します。資料としましては、37ページと38ページになっております。「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可したものについて報告をします。10月16日から11月15日までに許可をしたものです。5件あります。

番号1番、土地が八鹿町国木の1筆です。面積は135㎡で、譲受人が八鹿の方です。譲渡人も八鹿の方です。権利の種類と方法ですが、所有権の売買です。10月8日申請日、許可が10月24日になっております。備考のナンバーにつきましては、受付の番号を記載しております。

続きまして、番号2番、土地が伊豆の234番地、1筆です。面積が228㎡、譲受人が稲津の方です。譲渡人が奈良県の方です。所有権の売買です。申請日が10月10日、許可日が10月23日です。

続きまして3番目、土地が大屋町宮垣です。7筆あります。譲受人が大屋町宮垣の方、譲渡人も大屋町の方です。所有権の売買です。申請日が10月18日、許可日が10月31日です。

38 ページです。番号4番、土地の所在地が浅野です。1筆で、面積は9.32㎡です。譲受人が浅野の方で、譲渡人が姫路市の方です。所有権の売買です。申請日が10月21日、許可日が10月29日です。

番号5番、場所は大塚の121番地、1筆です。譲受人が養父市大塚の方、ここは2名連名なのですけれども、2分の1ずつの持ち分です。譲渡人が大阪の四條畷市の方です。所有権を贈与で移転されます。申請日が10月24日、許可日が11月5日です。以上、5件報告します。

議長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件は報告事項でありますので、これで報告を終わります。続きまして、報告②「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は39ページです。報告②、農地法第18条第6項の規定による解約通知のあった分について報告します。2件あります。

土地が養父市建屋、1筆で、面積は900㎡、賃貸人が大阪府の方で、借借人が建屋の方です。合意解約した日が令和元年の9月30日で、土地の引き渡し日の同日です。解約の条件はありません。事由は合意に基づく解約です。

番号2番、土地が大屋町宮垣845番地、1筆です。賃貸人が養父市大屋町の方です。借借人も養父市大屋町の方です。解約年月日は令和元年10月18日、土地の引き渡し日も同日です。解約の条件はありません。事由は合意解約です。先ほど出てきました3条の報告のとおり、賃貸人から借借人へ所有権移転をするために解約をされております。以上、2件報告します。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。はい。4番、寺尾委員。

寺尾委員： すみません、ちょっと教えてほしいのですが、合意解約してから所有権移転をしたという形でいいかなと思うのですが、この順番ですね。順番が少し気になったので、39ページを先にしておいた方がいいのかなと思ったのですが、特にそのような問題はないでしょうか。

議 長： 事務局、説明を求めます。

事務局： 37ページの、この方の申請のところをご覧ください。37ページです。申請日が10月18日となっております。それから、39ページの合意解約された日も、同日の10月18日となっております。実は、3条での所有権移転の申請があった時に、土地を調べますと、利用権が設定されているということで、申請日で解約してもらおうようにしてもらいました。ですので、当日の解約と、同日で申請は、問題ないと考えております。報告の順番としては前後してしまっているのですが、個別の案件としては問題ないと思います。

議 長： よろしいですか。

寺尾委員： はい。

議 長： 他に質疑はございませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。続きまして、報告③「農地法第3条の3第1項の規定による届け出について」、事務局より説明を求めます。

事務局： 資料は最後のページの40ページとなります。相続等の届け出がありましたので、報告をします。1件あります。土地が浅野の土地で、6筆、面積は2,379㎡になります。申請が朝来市山東町の方です。取得した日が令和元年の7月11日で、所有権を相続により取得されております。被相続人は記載の方です。以上、報告を終わります。

議 長： 事務局の説明が終わりました。それでは、この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議 長： 谷垣 質疑なしと認め、この件の報告を終わります。以上で、第2回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議 長 谷垣重俊

署名委員 藤原義章

署名委員 寺尾 稔